

京都市訓令甲第24号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

別表第1第1類の款総務局人事部の項中「職員研修所」を「職員研修センター」に改め、同款環境局施設部の項中「環境局施設部」を「環境局適正処理施設部」に改め、同款文化市民局文化部の項中「文化市民局文化部」を「文化市民局文化芸術都市推進室」に改め、同表第2類の款環境局事業部の項中「環境局事業部」を「環境局循環型社会推進部」に改め、同款環境局施設部の項中「環境局施設部」を「環境局適正処理施設部」に改め、同款文化市民局文化部の項中「文化市民局文化部」を「文化市民局文化芸術都市推進室」に改め、「埋蔵文化財調査センター」を削る。

別表第2事業所の長の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。
- (6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。

別表第2庶務を担当する担当課長、歴史資料館次長及び衛生公害研究所の課長の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。
- (6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。

別表第2課長、部長、産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長、発達障害者支援センター長、青葉寮長、児童療育センター所長、統括部長並びに総看護師長（衛生公害研究所の課長を除く。）の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。

(6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。

別表第2職員研修所長の項中「職員研修所長」を「職員研修センター所長」に改め、同項第1号中「軽易な職員研修」を「センター研修の実施」に改める。

別表第2産業技術研究所工業技術センター長及び繊維技術センター長の項第13号中「第17号」を「第16号」に改め、同項第18号中「第23号」を「第22号」に改め、同項第23号中「第27号」を「第26号」に改める。

別表第2こころの健康増進センター相談援助課長の項に次の2号を加える。

(5) 障害者自立支援法による自立支援医療費の支給認定、医療受給者証の交付、支給認定の取消し、支給認定の変更及び支給決定に関すること。ただし、精神通院医療に関するものに限る。

(6) 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定、指導及び監督に関すること。ただし、精神通院医療に関するものに限る。

別表第2児童福祉センター発達相談所発達相談課長の項第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 障害者自立支援法による介護給付費等の支給の決定、受給者証の交付、支給決定の変更及び支給決定の取消しに関すること。ただし、児童デイサービス及び短

期入所（児童福祉法（以下この項において「法」という。）第4条第2項に規定する障害児に関するものに限る。）に関するものに限る。

- (2) 法第21条の25による措置に関すること。
- (3) 法第21条の25の3第1項による情報の提供、相談及び助言に関すること。
- (4) 法第21条の25の3第2項によるあっせん、調整及び要請に関すること。

別表第2児童福祉センター発達相談所発達相談課長の項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号から第15号までを3号ずつ繰り上げる。

別表第2保健所長の項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 障害者自立支援法による障害程度区分の認定に関すること。ただし、精神障害者に関するものに限る。
- (10) 障害者自立支援法による介護給付費等の支給決定、受給者証の交付及び支給決定の取消しに関すること。ただし、精神障害者に関するものに限る。

別表第2保健所長の項の次に次の1項を加える。

保健所健康 づくり推進 課長	(1) 障害者自立支援法による介護給付費等の支給決定の変更に関すること。ただし、精神障害者に関するものに限る。
----------------------	---

別表第3事業所の長の項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。
- (9) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。

別表第3 埋蔵文化財調査センター所長の項を削る。

別表第3 計量検査所長の項に次の2号を加える。

(4) 計量法による定期検査の実施時期等の指定及び合格処分に関すること。

(5) 特定計量器検定検査規則による所在場所検査に関すること。

別表第3 南部区画整理事務所長の項中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 土地区画整理事業による登記に関すること。

別表第3 福祉事務所支援保護課長の項第1号及び同表福祉事務所支援課長の項第1号中「児童福祉法による居宅支給決定（児童居宅介護に関するものに限る。）並びに」及び「居宅支給決定及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)